

同好会規程

制定 2013年9月17日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）の同好会の登録と運営等を定めることにより、本支部会員が有意義なクラブライフを享受し、本支部の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 同好会とは、本支部会員が本支部規約に定める事業に沿った多様な活動を通じて有意義なクラブライフを享受することを目的とする集まりで、かつ、幹事会の承認を経て所定の「東京多摩支部同好会登録台帳」に登録された会をいう。

(設立の申請及び審議)

第3条 同好会の設立を希望する者は、所定の申請書（別紙1 同好会設立申請書）を用いて、幹事会に設立の申請を行う。
2. 幹事会は、申請内容について審議のうえ承認する。

(活動)

第4条 同好会の活動は、その自主性に委ねるものとし、当該同好会は、活動により生ずる一切の責任を負う。

(運営)

第5条 同好会は、代表者を定めること。
2. 同好会登録台帳の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに総務委員会に届け出ること。
3. 同好会は、毎年2月の幹事会までに、当該年度の活動報告と名簿を所定の報告書（別紙2 同好会活動報告書）を用いて総務委員会に提出すること。
4. 同好会は、総務委員会が主催する同好会連絡会等の会合に代表者、又は代理人を出席させること。

(施設等の利用)

第6条 同好会は本支部の規程と要領にしたがって、本支部の施設、設備、備品、及びホー

ムページ等を利用できる

(解散、及び休会)

第7条 同好会が解散、または休会するときは、速やかに総務委員会にその旨を届け出ること。

2. 幹事会は、同好会の活動が本支部の支部規約、規程、要領に違反することが明確なときは、一定の期間を定めて是正を指示できる。当該同好会が当該期間内に活動を是正しないときは、幹事会は当該同好会の解散を命ずることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規程は、2013年10月1日より施行する。

この規程は、2024年1月1日より施行する。

別紙1 同好会設立申請書

別紙2 同好会活動報告書

(規程管理責任者：総務委員会委員長)

(別紙1)

年 月 日

同好会設立申請書 (兼登録台帳)

東京多摩支部 幹事会 御中

申請者氏名

会員 No

下記のとおり申請いたしますのでよろしくお願い申し上げます。なお、日本山岳会東京多摩支部の同好会規程等を遵守し運営いたします。

会の名称	
代表者 氏名	会員番号
代表者 住所	〒 <u>TEL</u>
会の連絡先 住所 氏名	〒 氏 名 <u>TEL</u>
設立趣旨	
開催予定回数	年 回位、月 回位 (定例 日)
開催場所	
会員数	人

〔幹事会記入欄〕

幹事会承認日	年 月 日
上記の申請について承認します。	
幹事長氏名	印
年 月 日	

(別紙2)

年 月 日

同好会活動報告

東京多摩支部 総務委員会担当幹事殿

報告者氏名

会員 No

下記のとおり 年度の当同好会の活動を報告いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 実施活動

(1)本同好会の 年度の活動概要は以下の通りです。

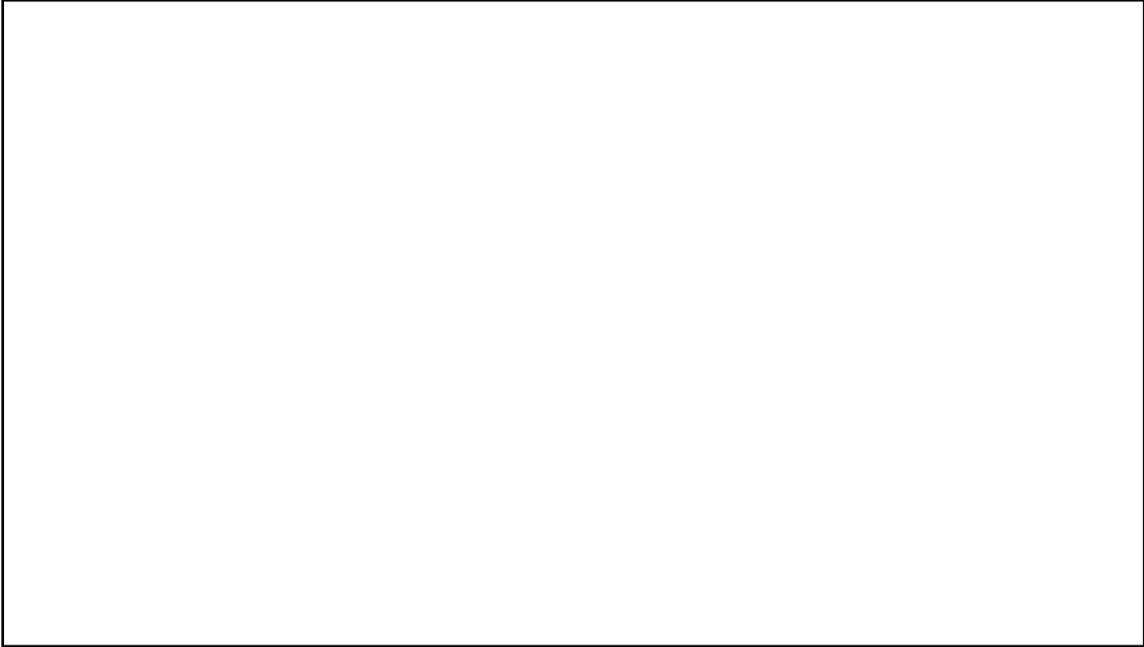
(2)具体的な活動実績は以下の通りです。

年月日	実施活動（内容・実施場所・利用施設・設備等を記載）	参加者	意義・成果・反省点など

2. 同好会名簿 (別に名簿がある場合には、添付しても可)

No.	会員名	会員番号	No.	会員名	会員番号
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

3. 来年度の活動方針・活動計画（予定でかまわない）



以上